

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>(１)～(４) (略)</p> <p>(５) (新設)</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>(１)～(４) (略)</p> <p>(５) <u>国際統一基準行については、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡素かつ非リスクベースの指標であるレバレッジ比率について、告示、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(以下「レバレッジ比率告示」という。)に定める水準以上のTier1 資本を保有することが求められる。</u></p> <p><u>レバレッジ比率告示第2条ただし書の規定に基づき、日本銀行が、金融機関の日本銀行に対する預け金の額に大きな変動を生じせしめる金融政策を実施するような例外的なマクロ経済環境下においては、日本銀行が行う金融政策との調和を図るため、レバレッジ比率の分母となる総エクスポージャーの額から日本銀行に対する預け金の額を除外しつつ、最低所要比率の見直</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>しを行うこととし、当該比率については金融庁長官が別に指定する。なお、見直し後の最低所要比率については、マクロ経済環境等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。</u></p>
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－２ 財務の健全性等 Ⅲ－２－１ 自己資本の充実 Ⅲ－２－１－２ 自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性 Ⅲ－２－１－２－１ 意義</p> <p>自己資本比率及びレバレッジ比率については、銀行の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要である。</p> <p>自己資本比率及びレバレッジ比率の計算の正確性等については、<u>告示、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(以下「レバレッジ比率告示」という。)</u>及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－２ 財務の健全性等 Ⅲ－２－１ 自己資本の充実 Ⅲ－２－１－２ 自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性 Ⅲ－２－１－２－１ 意義</p> <p>自己資本比率及びレバレッジ比率については、銀行の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要である。</p> <p>自己資本比率及びレバレッジ比率の計算の正確性等については、<u>レバレッジ比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。</u></p>
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１１ 秩序ある処理等の円滑な実施の確保 Ⅲ－１１－６ 損失吸収力等の充実</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１１ 秩序ある処理等の円滑な実施の確保 Ⅲ－１１－６ 損失吸収力等の充実</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１１－６－１ 損失吸収力等の適切性・十分性・正確性</p> <p>Ⅲ－１１－６－１－２ 主な着眼点と監督手法・対応</p> <p>① ・② (略)</p> <p>③ 望ましい処理戦略を実効的に実現するためには、破綻処理対象会社及びそのグループ会社は、子会社に生じた損失を破綻処理対象会社が吸収した後、最終的に破綻処理対象会社の株主・債権者によって当該損失が吸収されることを可能とする資金調達・分配構造を、予め構築しておくことが必要である。</p> <p>これを踏まえ、TLAC 1 柱告示においては、本邦TLAC 対象SIBs の国内処理対象会社に対し、外部TLAC として、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債の最低所要水準を満たすよう求めている。</p> <p>イ. 所用水準</p> <p>a. 適用のタイミング</p> <p>2019 年 4 月 1 日以降に「告示に指定されたG-SIBs」となった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、告示においてG-SIBs として指定してから3年後を目処にTLAC 規制の適用を開始するものとする。この場合、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部TLAC 比率は18%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC 比率は6.75%とする（TLAC 完全適用）。</p>	<p>Ⅲ－１１－６－１ 損失吸収力等の適切性・十分性・正確性</p> <p>Ⅲ－１１－６－１－２ 主な着眼点と監督手法・対応</p> <p>① ・② (略)</p> <p>③ 外部TLAC の充実</p> <p>望ましい処理戦略を実効的に実現するためには、破綻処理対象会社及びそのグループ会社は、子会社に生じた損失を破綻処理対象会社が吸収した後、最終的に破綻処理対象会社の株主・債権者によって当該損失が吸収されることを可能とする資金調達・分配構造を、予め構築しておくことが必要である。</p> <p>これを踏まえ、TLAC 1 柱告示においては、本邦TLAC 対象SIBs の国内処理対象会社に対し、外部TLAC として、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債の最低所要水準を満たすよう求めている。</p> <p>イ. 所用水準</p> <p>a. 適用のタイミング</p> <p>2019 年 4 月 1 日以降に「告示に指定されたG-SIBs」となった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、告示においてG-SIBs として指定してから3年後を目処にTLAC 規制の適用を開始するものとする。この場合、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部TLAC 比率は18%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC 比率は6.75%とする（TLAC 完全適</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>また、2019年4月1日以降に「告示に指定されたD-SIBs」が新たに本邦TLAC対象SIBsとなった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部TLAC比率は16%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC比率は6%とした上（TLAC段階適用）、3年後を目処に最低所要リスク・アセットベース外部TLAC比率は18%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC比率は6.75%とする（TLAC完全適用）。</p> <p>ただし、これらの適用については、機械的・画一的に運用するものではなく、当該金融機関グループがTLAC規制対応に要する期間、外部TLAC比率の最低水準を達成するために当該国内処理対象会社が採る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。</p> <p>b～d（略） ロ・ハ（略） ④（略）</p>	<p>用）。</p> <p>また、2019年4月1日以降に「告示に指定されたD-SIBs」が新たに本邦TLAC対象SIBsとなった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部TLAC比率は16%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC比率は6%とした上（TLAC段階適用）、3年後を目処に最低所要リスク・アセットベース外部TLAC比率は18%、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC比率は6.75%とする（TLAC完全適用）。</p> <p><u>なお、最低所要総エクスポージャーベース外部TLAC比率について、TLAC1柱告示第1条第11号ただし書の規定に基づき金融庁長官が別に比率を指定する場合には、当該比率とする。</u></p> <p>ただし、これらの適用については、機械的・画一的に運用するものではなく、当該金融機関グループがTLAC規制対応に要する期間、外部TLAC比率の最低水準を達成するために当該国内処理対象会社が採る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。</p> <p>b～d（略） ロ・ハ（略） ④（略）</p>